

## 6. 慢性腎臓病（CKD）（継続的に診療を行う医療機関）

医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
継続的に診療を行う医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 栃木県 CKD 病診連携システムに則した検査や、日本腎臓学会等による診療ガイドライン等に準じた診療が実施可能であり、食事指導、運動指導、生活指導等（他院と適切に連携して行うことも含む）の管理及び専門医療機関との連携が適切に行えること</li> <li>② CKD 以外の併存する生活習慣病等に対し、包括的な医療の提供や、他の疾病の専門医療機関との連携等により適切に対応できること</li> <li>③ 標準的な診療や地域の連携促進に関する研修会等に積極的に参加できること</li> </ul>	かかりつけ医等の地域の医療機関